

福島県建設業審議会

今後の県内建設業のあり方について

福島県土木部 建設産業室
平成28年12月22日(木)



第5回

諮問事項

県内建設業の課題

- ① 不透明な将来への見通し
- ② 建設企業の縮小化
- ③ 技術者・技能者不足
- ④ 若手・女性の建設業就業者数の減少
- ⑤ 建設業への理解不足
- ⑥ 地域における建設業の維持
- ⑦ 維持管理分野への対応

諮問

- 1 建設業の技術力・経営力の強化
- 2 建設業の担い手の育成・確保
- 3 社会資本の適切な維持管理・更新への対応
- 4 行政の取り組むべき施策

これまでの経過

- H28.1月より計4回の審議を実施
- 答申案の中間取りまとめを作成
- パブリックコメントの募集を実施

時期	会議	項目	内容
H28.1.29	第1回審議会	現状と課題	確認、認識共有
H28.4.27	第2回審議会	諮問1・2	内容の審議
H28.6.17	第3回審議会	諮問3	内容の審議
	〃	諮問1	行政の取り組むべき施策の審議(諮問4)
H28.9.6	第4回審議会	諮問2・3	行政の取り組むべき施策の審議(諮問4)
	〃	答申案	中間取りまとめ
H28.10.24	～パブリックコメントの募集～		

パブリックコメントの実施

- **募集期間** 平成28年10月24日(月)～平成28年11月24日(木)
- **応募資格**
 - (1) 福島県内に住所を有する個人及び団体並びに福島県内に通勤、通学している方
 - (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県外に避難されている方
- **資料等の入手方法**
 - (1) 県庁建設産業室ホームページよりダウンロード
 - (2) 下記の機関において縦覧
 - ・県庁 建設産業室、県政情報センター
 - ・各地方振興局(県北を除く。)の県政情報コーナー

○希望者には郵送も実施
- **意見の提出方法** 郵送、FAX、電子メール

パブリックコメント対応表 1/2

No.	御意見	対応
1	<p>「地域における建設業の維持」、「維持管理分野への対応」などの記載がされていますが、単発的で関連性が見られないことと、それらがなぜ必要かといった理由や目的がわかりにくく、全体を見渡す視点も不足しているように感じられます。</p>	<p>I 章の冒頭に、東日本大震災を受けた本県建設業の特殊性について、文章を追加します。 また、III 章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。</p>
2	<p>全体として、具体的「施策」が主となり、基本的な考え方の記述が不足しているのではないかと。</p>	<p>III 章の冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。</p>
3	<p>現在考えられる施策には限界があることから、今後、目的を見失うことなく、具体的な解決策を進化、発展させていくためのベースとなる考え方を示すことが重要ではないかと。 特に、「III. 活力ある建設業にするために」で解決策として示されている「1. 建設業の技術力・経営力の強化」、「2. 建設業の担い手の育成・確保」、「3. 社会資本の適切な維持管理・更新への対応」が前段の現状、課題との関連性がわかりにくく、どのように導き出されたのかについて、わかりやすく、丁寧に記述すべきではないかと。</p>	<p>III 章の冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。 また、同じくIII 章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。</p>

パブリックコメント対応表 2/2

No.	御意見	対応
4	<p>業界の関係者の共通理解を得ることが重要なことは言うまでもないが、最も訴えかける必要があり、理解を得なければならない一般の県民に納得してもらうためには、なぜこれらのことが必要なのか、その理由をわかりやすく伝えることが極めて重要なのではないか。最も共感を得て、支援してもらう必要がある県民の視点を重視しなければならない。</p> <p>先ず、「現状と課題」には、震災等への対応を経験している本県の特異な状況が不可欠ではないか。</p>	<p>I章の冒頭に、東日本大震災を受けた本県建設業の特殊性について、文章を追加します。</p>
5	<p>「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」においては、「誰が」、「何を」、「いつまで」ということを強く意識する必要がある。主体が明確でないことが実現されたことはないと言っても過言ではない。「いつまで」は答申以降の対応に委ねるとしても、「誰が」は非常に有効なファクターである。</p> <p>「誰が」を中心に考えれば、①業界全体が目指すべきこと、②発注者がやるべきこと、③受注者(企業)側がやるべきこと、④業界の指導・監督、支援をする立場の県がやるべきこと、として整理する必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、主体を明確にすることは重要ですが、Ⅲ章の1～3については、建設業にとって必要であると考えられることが様々な角度から審議された結果であり、本文のままとします。</p> <p>なお、Ⅲ章の4は、Ⅲ章の1～3の全項目に対する行政の取り組むべき施策としており、主体は行政であることを明確にしています。</p> <p>また、建設業界や教育研究機関など行政以外が主体になると考えられる取組については、今後、産学官で協議する場を設け、役割分担を明確にしていきます。</p>
6	<p>「4. 行政の取り組むべき課題」として行政の役割を上げているが、具体的な施策以前に「基本的な考え方」を論じる必要があるのではないか。</p>	<p>Ⅲ章の冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。</p> <p>また、同じくⅢ章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。</p>

答申案

- 答申(案)について → 資料2

その他

- 次回の予定等について

今後の審議の進め方、審議予定

時期	会議	項目	内容
H28.1.29	第1回審議会	現状と課題	確認、認識共有
H28.4.27	第2回審議会	諮問1・2	内容の審議
H28.6.17	第3回審議会	諮問3	内容の審議
	〃	諮問1	行政の取り組むべき施策の審議(諮問4)
H28.9.6	第4回審議会	諮問2・3	行政の取り組むべき施策の審議(諮問4)
	〃	答申案	中間取りまとめ
H28.10.24	～パブリックコメントの募集～		
▶ H28.12.22	第5回審議会	諮問1～4	答申案の審議
	第6回審議会	諮問1～4	答申の決定
		答 申	
		↓	
		(庁内連絡会)	
H28年度末		～アクションプランの策定～	
		施策の実施	
		見直し・効果検証	